

## 広島県告示第四百七十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年八月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年四月二十五日

尾道糸崎港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

#### 1 糸崎八丁目地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線、基点三から基点四を水際線で結んだ線、基点四から基点五を結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市糸崎町の国土地理院四等三角点「御山公園」（北緯三四度二三分〇六秒九〇八四、東経一三三度〇七分〇八秒六〇五一、標高一五三・一九メートル）

基点一 基準点から九五度五七分〇六秒の方向一、〇三〇・三六メートルの点

基点二 基点一から一五〇度〇〇分二一秒の方向四五・三三メートルの点

基点三 基点二から二四一度三七分三五秒の方向一一〇・七五メートルの点

基点四 基準点から九九度三三分〇九秒の方向九八六・四七メートルの点

基点五 基点四から三一〇度五三分一〇秒の方向二八・四七メートルの点

#### 2 木原一丁目地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点九から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市糸崎町の国土地理院二等三角点「八ヶ峰」（北緯三四度二三分三三秒七七七二、東経一三三度〇七分四〇秒九三二一、標高四二九・四二メートル）

基点一 基準点から一一七度四八分二四秒の方向一、〇四七・二二メートルの点

基点二 基点一から三八度二八分三八秒の方向九・四二メートルの点

基点三 基点二から四二度四三分三二秒の方向四・八八メートルの点

基点四 基点三から一四八度二二分四二秒の方向五・二六メートルの点

基点五 基点四から二一二度五二分五三秒の方向一一・八二メートルの点

基点六 基点五から二二一度三七分四三秒の方向九・九〇メートルの点

3 木原四丁目地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八と基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市向島町の国土地理院三等三角点「西岩嶽」(北緯三四度二分五七秒九八四九、東経一三三度〇九分二〇秒三五二二、標高一三〇・二四メートル)

- 基点一 基準点から三三三度五八分三六秒の方向一、二七一・〇六メートルの点
- 基点二 基点一から六五度一九分一三秒の方向一五・〇〇メートルの点
- 基点三 基点二から一五五度一二分〇〇秒の方向一五・〇〇メートルの点
- 基点四 基点三から二四五度一九分一三秒の方向四四・〇四メートルの点
- 基点五 基点四から三三五度一九分〇八秒の方向一七・三三メートルの点
- 基点六 基点五から六六度〇二分五五秒の方向四・〇〇メートルの点
- 基点七 基点六から三三五度一分四九秒の方向四六・九一メートルの点
- 基点八 基点七から六五度一二分〇〇秒の方向二五・〇〇メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物